

○京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱

平成23年9月30日

告示第174号

(趣旨)

第1条 市は、市内中小企業者等と大学の連携を促進し、もって市内産業の高度化や新産業の創出等を実現するため、大学との共同研究等に取り組む市内中小企業者等に対し、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示で定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当するものをいう。

2 この告示において「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定するものをいう。

3 この告示において「共同研究等」とは、次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

- (1) 大学と共同研究に関する契約を締結して行う研究
- (2) 大学と委託研究に関する契約を締結して行う研究
- (3) その他市長が適当と認める研究

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内で事業活動を行い、かつ、市内に住所を有する中小企業者（以下「市内中小企業者」という。）又は市内中小企業者で共同研究等を行うグループとする。

2 前項のグループには、市内中小企業者数と同数以下の市外の中小企業者を含むことができるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、共同研究等のために大学に対して支払う研究経費等であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。ただし、原則として、1中小企業者又は1グループにつき年度当たり1研究テーマを限度とし、1研究テーマに対する補助は2箇年度を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とし、1研究が2箇年度にわたる場合にあっては2箇年度合計で50万円を限度とする。

2 前項の規定は、第3条第2項に規定するグループの場合、市内中小企業者の構成割合に応じて交付するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、申請者において市に納付すべき市税、使用料、分担金等について滞納のあるとき、その他市に対する債務の不履行のあるときは、交付の決定をしないものとする。

3 前項の規定は、第3条第1項に規定するグループを構成する市内中小企業者にも適用するものとする。

(変更又は中止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)が、事業の計画を変更又は中止しようとするときは、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金に係る事業の内容変更(中止)の承認申請書(様式第3号)を、遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

第9条 市長は、前条に規定する中止の承認を行ったときは、速やかに補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(実績の報告)

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、遅滞なく京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第11条 市長は、実績報告書を受領したときは、その審査を行い、必要に応じて現地調査等を行い、事業の結果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定に基づく請求書を受領したときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金を受けた補助事業者に対し、交付した補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(併給の禁止)

第16条 市長は、本制度における補助対象経費について、本制度以外の補助事業や委託事業の採択を受けた場合は、補助金の交付を行わないものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

年 月 日

京丹後市長 様

住所

事業所名

代表者名

印

電話

京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付申請書

年度京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金の交付を受けたいので、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

なお、本補助金に係る決定事務のために、市税、使用料、分担金等の納付状況について、税務資料その他の公簿等により確認されることに同意します。

1 研究テーマ

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書 別紙1のとおり
- (2) 経費内訳表 別紙2のとおり

別紙 1

事業計画書

研究テーマ				
申請者	氏名又は名称		資本金等	円
	電話番号		従業員数	人
	FAX番号			
研究実施場所	主要な実施場			
	その他の実施場			
研究担当者	所属及び職名			
	氏名			
共同研究 等実施大学 及び研究 担当者および 事務担当者	大学名			
	所属	(研究担当者)	(事務担当者)	
	職名			
	氏名			
	連絡先			
研究目的 (成果目標を含む)				
研究内容				
研究期間	開始予定年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
	※ 前・次年度を含めた全体研究期間			
	開始(予定)年月日	年	月	日
	完了予定年月日	年	月	日
費用	総事業費		円	
	補助対象事業費		円	
	補助金交付申請額		円	
	※ 前・次年度を含めた全体費用			
	総事業費		円	
	補助対象事業費		円	
	補助金交付申請(予定)額		円	

添付資料

- 1 申請者の概要
 - 2 研究内容の詳細(研究内容に係る背景、これまでの研究実績、今後の研究予定、目標等)
 - 3 申請者における当該会計年度の前年度の収支決算書
 - 4 法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)
- ※ グループで申請する場合は、上記1・3・4について構成員すべてのものを添付すること

別紙 2

経 費 内 訳 表

1 収入

(単位：円)

経費区分	金 額	調 達 先
自 己 資 金		
借 入 金		
補 助 金		
そ の 他 ()		
合 計		

2 支出

(単位：円)

経 費 区 分		事業に要する 経 費	補 助 対 象 事 業 費	補助金交付 申 請 額	備考
申請者自らの 研究により発生する経費 (補助対象外経費)	原材料費				
	機械装置・ 工具器具費				
	外注加工費				
	その他				
大学との共同 研究等により発生する経費 (補助対象経費)	研究経費等 負担金				
合 計					

添付資料

事業に要する経費の内訳がわかる資料

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市産学連携共同研究等
促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金については、下記のとおり決定し
たので、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱第7条の規定
により通知します。

記

- 1 交付・不交付の区分
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 付帯条件（又は不交付理由）

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

事業所名

代表者名

印

電話

京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金に係る
事業の内容変更（中止）の承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた上記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更（中止）の理由

2 変更の内容

項目	変更前	変更後
総事業費		
補助対象事業費		
補助金額		
事業の内容		
研究期間		

※ 変更となる項目すべてについて記載してください。

※ 添付資料は、補助金交付申請書（様式第1号）の添付資料に準じて提出してください。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

京丹後市長 様

住所

事業所名

代表者名 印

電話

京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定のあった上記補助金に係る事業が完了したので京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書 別紙1のとおり
- (2) 経費内訳表 別紙2のとおり

別紙 1

事 業 実 績 書

研究テーマ			
申請者	氏名又は名称		資本金等 円
	電話番号		
	FAX番号		従業員数 人
研究実施場所	主要な実施場		
	その他の実施場		
研究担当者	所属及び職名		
	氏名		
共同研究等実施大学及び研究担当者及び事務担当者	大学名	(研究担当者)	(研究担当者)
	所属		
	職名		
	氏名		
	連絡先		
研究成果			
研究期間	開始年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
	※ 前・次年度を含めた全体研究期間		
費用	総事業費		円
	補助対象事業費		円
	必要補助金額		円
	※ 前・次年度を含めた全体費用		
	総事業費		円
	補助対象事業費		円
	補助金交付(予定)額		円

添付資料

研究の実績・成果の詳細、今後の事業予定等

別紙2

経 費 内 訳 表

1 収入

(単位：円)

経費区分	金額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他 ()		
合計		

2 支出

(単位：円)

経費区分		事業支出費	補助対象事業費	必要補助金額	備考
補助事業者自らの研究により支出した経費 (補助対象外経費)	原材料費				
	機械装置・工具器具費				
	外注加工費				
	その他				
大学との共同研究等により支出した経費 (補助対象経費)	研究経費等負担金				
合計					

添付資料

- 1 共同研究等契約書の写し
- 2 支出経費の内訳がわかる資料
- 3 支払証拠書類（領収書の写し等）
- 4 研究成果の写真等
- 5 その他の添付を要する書類

様式第5号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった 年度京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金については、京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助金確定額 円
- 2 補助金に係る経理については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

様式第6号（第12条関係）

年度京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金請求書

	十	万	千	百	十	円
請求金額						

ただし、次に係るもの

補助事業等の名称 京丹後市産学連携共同研究等促進事業費補助金
 交付決定通知額 円
 既交付済額 円
 未交付額 円
 今回交付請求額 円

年 月 日付け 第 号により交付決定のありました京丹後市産学
 連携共同研究等促進事業費補助金について、京丹後市産学連携共同研究等促進事
 業費補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

住所

事業所名

代表者名 印

電話

なお、次の口座に振込み願います。

金融機関	
預金種目	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	